

2024 年 4 月 1 日から

小児慢性特定疾病医療受給者証の 指定医療機関の記載が変わります

2024 年 4 月 1 日以降、大津市が発行する医療受給者証には「個別の指定医療機関の名称」ではなく「児童福祉法に基づき指定された全国の小児慢性特定疾病指定医療機関」と記載します。

そのため、「児童福祉法に基づき指定された全国の小児慢性特定疾病指定医療機関」であれば、新たに利用する指定医療機関^(※1)として事前の申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります。

(※1) 医療機関が「児童福祉法に基づく指定医療機関の指定」を受けているかどうかは、各都道府県・指定都市の HP においてご確認ください。

2024 年 3 月 31 日まで

医療 受給者証	病院・診療所	A病院	所在地	○区××2-1
	薬局	B薬局	所在地	○区△△1-1
	薬局	C薬局	所在地	○区□□3-1



駅前に新しくできた薬局を
利用したいけど、手続きが必要…

2024 年 4 月 1 日から

医療 受給者証	「児童福祉法に基づき指定された 全国の小児慢性特定疾病指定 医療機関」
------------	---



「児童福祉法に基づき指定された
全国の小児慢性特定疾病指定
医療機関」だから、手続きしない
で利用できる！

《2024 年 3 月 31 日までに交付された医療受給者証について》

2024 年 3 月 31 日までに交付された医療受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」が記載されていますが、2024 年 4 月 1 日以降は、特段の手続きを行うことなく、「児童福祉法に基づき指定された全国の小児慢性特定疾病指定医療機関」として利用可能ですので、次回更新時までそのままご使用ください。